

米子市手話言語条例に基づく施策推進方針

米子市は、米子市手話言語条例（平成31年米子市条例第10号）第5条の規定に基づき、ろう者とろう者以外の者との共生することができる地域社会の実現を図ることを目的に、施策の推進のための方針（以下「推進方針」といいます。）を次のとおり定めます。

この推進方針の実施状況については検証を行い、必要な見直しを行うものとします。

- 1 手話言語に対する理解及び手話言語の普及を図るための施策（条例第5条第1項第1号）
 - (1) 各種イベントの開催、広報紙及びホームページなど、様々な手段を活用し、ろう者と手話言語に関する理解を広める取組を行います。
 - (2) ミニ手話講座や手話サークルの周知を行い、市民が手話言語に触れる機会を拡大します。
 - (3) ろう者と市民が交流できる拠点の設置を促進し、交流活動を通じて手話言語の理解及び普及を図ります。
 - (4) 学校において、総合学習及び道徳教育を通じて、ろう者と手話言語の学習に取り組めます。
 - (5) 学校における手話クラブ等の拡大、活性化に取り組めます。
- 2 手話言語を用いた情報の発信など、ろう者が市政に関する情報を速やかに得ることができるようにするための施策（条例第5条第1項第2号）
 - (1) 手話マーク及び筆談マークを市役所窓口その他市有施設に設置し、手話通訳者及び筆談による対応を行うなど、ろう者への適切な情報提供を行います。
 - (2) 職員自らが、ろう者とのコミュニケーションができるよう研修を実施し、職員の手話言語の習得を支援します。
 - (3) 「よなご動画チャンネル」の活用により、手話言語を用いた市政情報を発信します。
 - (4) 報道機関による市政情報の番組に手話通訳が行われるよう働きかけます。
- 3 手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など、手話言語による意思疎通支援者のための施策（条例第5条第1項第3号）
 - (1) ろう者が地域で暮らし、社会参加するためには、意思疎通手段の確保が重要です。手話通訳者等の派遣事業を実施し、ろう者の意思疎通を支援します。
 - (2) 手話通訳者等の派遣事業に係る報酬について適切に評価し、適時、見直しを行います。

- (3) 手話奉仕員養成研修事業を実施し、ろう者の意思疎通支援を担う人材の確保、育成を図ります。
 - (4) 手話通訳者等の健康問題について、県の検診事業の周知を図り、解消に努めます。
- 4 乳幼児期におけるろう児の早期発見及び療育並びにろう児の保護者のための施策（条例第5条第1項第4号）
- (1) 新生児聴覚検査の支援、赤ちゃん訪問や6か月児健康診査での確認を行います。
 - (2) 1歳6か月児及び3歳児健康診査時に聞こえのアンケートと自宅でできる簡易検査を実施します。
 - (3) 聴覚スクリーニングで要再検（リファー）判定になった家庭に対し、各種情報提供及び専門機関への紹介を行います。
 - (4) ろう児及びその家族への継続した相談支援及び情報提供を行います。
- 5 教育機関におけるろう児の手話言語の早期教育及びその環境整備のための施策（条例第5条第1項第5号）
- (1) ろう児に鳥取聾学校ひまわり分校を紹介し、手話言語の教育を行うとともに、ひまわり分校と市関係各課のネットワークづくりを行います。
 - (2) 学校において、ひまわり分校と連携を取り、難聴児への理解を進めるための校内研修を全職員対象に実施するとともに、難聴学級担任や学級担任への専門的な指導の指導助言を行います。
 - (3) 学校において、理解啓発学習や手話言語の学習と並行して、学級、学年、全校での仲間づくりに取り組むとともに、保護者と常に連絡を取り、学校と家庭での状況把握を行います。
 - (4) 聞こえに応じて、通級指導、自立活動、補聴援助システム（ロジャー）の使用に係る環境整備（送信機の配備等）といった支援及び配慮を行うなど、ひまわり分校と連携した支援体制を構築します。
 - (5) 学校において、手話普及コーディネーターや手話普及支援員の指導補助を受けながら、手話言語を身近に感じるための取組（挨拶や自己紹介、手話歌等の指導）に努めます。
- 6 ろう者の高齢化に対応するための施策（条例第5条第1項第6号）
- (1) 「高齢聴覚障がい者等日中活動支援事業」を実施し、高齢のろう者の社会参加を促進します。
 - (2) 介護サービス及び障がい福祉サービス事業所に対し、ろう者の特性に応じた適切な支援が行われるよう働きかけます。

7 災害時におけるろう者に対する情報の提供及び意思の疎通を支援するための施策
(条例第5条第1項第7号)

- (1) あんしんトリピーメール、米子市ホームページの災害時特設ページの開設及びSNSでの情報発信に加え、中海テレビテロップ放送など報道機関を通じ情報提供を行います。
- (2) (1)による情報提供のほか、高齢のろう者などインターネット等に不慣れな方などに配慮した新たな情報提供の手段について検討します。
- (3) ろう者に対する災害時要援護者登録を推進し、自主防災組織及び民生委員等による地域の支援体制の確立を図ります。
- (4) ろう者等の要配慮者に対する支援について、地域防災計画に位置付けるとともに訓練による検証を行います。
- (5) 福祉避難所の整備を促進するとともに、手話通訳者及び要約筆記者等のボランティアを要請し、ろう者に対する支援体制を確立します。
- (6) ろう者が緊急時に速やかに通報できるよう、鳥取県西部広域行政管理組合が行っている「FAX119番」、「NET119」の制度について周知します。